

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので公告します。

令和4年1月7日

魚沼市長 内 田 幹 夫

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務
- (2) 業務内容  
魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務委託特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和5年6月30日まで
- (4) 業務委託料  
契約限度額 140,000 千円 (税込)

### 2 参加資格

- (1) 単独企業として参加する場合  
次に定める全ての要件を満たしていること。
  - ① 令和4・5・6年度魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請を行い、令和4年4月1日から入札参加資格者名簿に登載される見込みであること。(入札参加資格審査申請については別紙 魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参照のこと。)
  - ② 営業所の本店が魚沼市内に所在すること。
  - ③ 延床面積1,500㎡以上の新築による公共施設の基本設計及び実施設計業務の実績を有する者であること。
  - ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1号の規定による、一級建築士事務所の登録を有すること。
  - ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ⑥ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
  - ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。

- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び指定暴力団等及びその構成員でない者であること。
  - ⑨ 魚沼市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成16年魚沼市訓令第47号）の規定による指名停止の期間中でない者であること。
  - ⑩ 魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成24年魚沼市告示第28号）第3条各号の規定に該当しない者であること。
  - ⑪ 設計共同体の代表者や構成員として、本プロポーザルに重複して参加していないこと。
- (2) 設計共同企業体として参加する場合
- 上記(1)①～⑪に定める要件を全て満たしているほか、次に定める要件を全て満たすこと。ただし、上記(1)②及び③については、共同企業体を構成する1者以上が要件を満たしていれば可とする。
- ① 結成方式は、自主結成方式であること。
  - ② 協定書（様式は、国土交通省ホームページに記載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成したものとする。）を参加表明書に添付すること。
  - ③ 代表構成員は、設計共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。
  - ④ 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

### 3 参加条件

- ① 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者は、参加表明書の提出者の組織に属していること。
- ② 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者に一級建築士を配置できる者であること。
- ③ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者は、各主任担当技術者を兼務しないこと。
- ④ 建築（意匠）の分担業務分野を再委託してはならない。
- ⑤ 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者を除く専門分野について、協力事務所を加えることができる。ただし、協力事務所を加える場合は、次の事項を要件とする。
  - ア 協力事務所が「2 参加資格(1)①から⑪まで」の要件を満たしていること。
  - イ 協力事務所が参加表明者でないこと。
- ⑥ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日建設省厚契発台37号）」第16条の定義による。また、「主任担当技術者」とは、「管理技術者」の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。
- ⑦ 各分担業務分野の業務内容は、次表に定めるとおりとする。なお、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、国土交通省告示第98号別添一による分担業務分野を分割して新たな分野として設定しては

ならない。

分担業務分野	業務内容
建築意匠	平成 31 年 1 月 21 日付国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」及び「設備」のうち「昇降機等」に係るもの
構造	同上における「構造」
電気設備	同上における「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機械設備	同上における「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」に係るもの

#### 4 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 業務実績等
- (2) 業務遂行能力

#### 5 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 業務実施方針
- (2) 技術提案内容

#### 6 手続等

##### (1) 事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地  
新潟県魚沼市役所 総務政策部 管財課 管財係  
電話：025-792-9211 FAX：025-792-9500  
E-mail：kanzai@city.uonuma.lg.jp

##### (2) 実施要領の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 令和 4 年 1 月 7 日（金）から令和 4 年 2 月 3 日（木）まで

イ 交付方法

魚沼市ホームページからのダウンロードによる。

(<https://www.city.uonuma.niigata.jp>)

##### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 4 年 2 月 3 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記(1)事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）

##### (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 4 年 3 月 3 日（木）午後 5 時まで

イ 提出場所 上記(1)事務局

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）

#### 7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 魚沼市財務規則第 126 条第 2 項の規定に基づくものとする。ただし、同規則第 129 条に該当する場合はこの限りではない。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 6 (1) 事務局
- (5) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (6) 参加表明書や技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) 詳細はプロポーザル実施要領による。